

令和5年度第3回上川中部保健医療福祉圏域連携推進会議 議事録

日 時 令和6年3月12日(火) 18時30分～19時20分

開催方法 Web会議（Zoom）及び101会議室

出席者 別添「出席者名簿」のとおり

議 題 (1) 第2回上川中部保健医療福祉圏域連携推進会議結果について
(2) 次期「北海道医療計画」について
(3) 地域推進方針の策定について
(4) 各専門部会等の活動状況報告について

議 事

1 第2回上川中部保健医療福祉圏域連携推進会議結果報告事項

[資料1] 〈事務局 大辻より説明〉

- ・ 第2回目の上川中部保健医療福祉圏域連携推進会議は書面で開催したので、結果を報告する。
- ・ 第3回会議では、協議事項3点。
「北海道医療計画」素案については意見等を伺い、いただいた意見については道本庁あて報告。
「第9期北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」素案及び「次期北海道感染症予防計画」素案については、特に意見等なし。

質疑応答

特になし。

2 次期「北海道医療計画」について

[資料2-1] [資料2-2] [資料2-3] 〈事務局 大辻より説明〉

- ・ 現在、道において、次期「北海道医療計画」策定作業が進められており、本会議でも、御意見をいただいていたところ。
- ・ 資料2-1の1ページは、計画の素案からの、主な修正内容をまとめたもの。
なお、修正前の計画素案が、資料2-3となる。

- ・ 2 ページ以降は会議等の場における、素案についての意見の取りまとめ結果。
2 ページは令和 5 年 12 月 5 日から令和 6 年 1 月 5 日まで実施された、パブリックコメントの結果をまとめたもの。
パブリックコメントで 68 件、地域説明会で 6 件の意見が寄せられている。
意見に対する道の考え方については、一般分と地域説明会分を A から E に区分し、素案の修正等を行っている。
詳細は、資料 2-2 のとおりで、2 月 29 日付けで道ホームページ上に公開されている。
- ・ 3 ページは、道内 6 地域で実施した地域説明会の開催結果。道北ブロックでは、1 月 11 日にイオンモール旭川駅前で開催され、2 件、意見が出ていた。
- ・ 4 ページ以降は「医療計画と介護保険事業（支援）計画の整合性を図るための「協議の場」における主な意見」の結果。「協議の場」とは、21 圏域で設置している「保健医療福祉圏域連携会議」のことで、当圏域では 9 月 26 日に集合で、1 月 4 日には書面で開催している。
- ・ 具体的な意見の内容等について、資料 2-2 及び資料 2-3 は後ほど参照いただきたい。
現在は、これらの素案に係る意見聴取を経て、計画（案）の案について、関係機関で検討されており、最終的に計画ができあがった際には、委員に配布予定であるので、御承知おき願う。

質疑応答

特になし。

3 地域推進方針の策定について

【資料 3-1】 【資料 3-2】 【資料 3-3】 〈事務局 大辻より説明〉

- ・ 資料 3-1 は「「北海道医療計画 [地域推進方針] 作成マニュアル」現時点での案となる。
- ・ 1 ページの「1 マニュアルの趣旨」に記載のとおり、本マニュアルは、保健医療福祉圏域連携推進会議における検討に資するために作成されたものであるため、

委員の皆様には、内容について、了解いただきたい。

- ・ 1 ページの「2 地域推進方針作成に係る経緯・趣旨等」に記載のとおり、北海道医療計画策定に合わせ、「地域の実情に応じた医療連携体制を構築し、円滑に推進するための方針」を作成することになっており、これが「地域推進方針」のことである。

当圏域でも、令和5年度を終期とする「北海道医療計画〔上川中部地域推進方針〕」を策定しているため、次に、令和6年度を始期とする「地域推進方針」を作成することとなる。

この地域推進方針は「二次医療圏ごとに設置している保健医療福祉圏域連携推進会議等において」目標の達成状況や評価をし、策定することとなっている。

- ・ また、これまで別冊となっていた「北海道外来医療計画」が今回「北海道医療計画」と一体化されたため、外来医療計画に記載されていた圏域ごとの「外来医療機能に関する対応方針等」を次期「地域推進方針」に盛り込むこととなった。

令和2年に「外来医療計画」策定する際は、各圏域の地域医療構想調整会議で協議を行っており、次期「北海道医療計画〔上川中部地域推進方針〕」の外来分についても、調整会議にも諮る予定である。

- ・ 2 ページは、地域推進方針の作成の手順が記載されている。

まず、現行の地域推進方針の評価を踏まえ、保健所で新たな地域推進方針の「たたき台」を作成し、令和6年度第1回目の本会議で協議する。

次に、意見を踏まえ「素案」(案)を作成し、第2回目の本会議で協議。

さらに意見を踏まえ作成した「素案」について住民説明会等を実施。なお、平成29年の計画策定の際には、素案をホームページに掲載し、紙媒体等を閲覧に供する形で住民への周知等する形をとっており、今回も同様の対応を想定している。

意見募集終了後は、地域推進方針の案を作成し、更に本会議に諮り、令和6年9月末までに策定することとなる。

また、策定にあたり、必要に応じて、各専門部会でも協議等する予定である。

- ・ 3 ページ以降は、地域推進方針の記載内容と、作成に当たってのポイントが記載。また、「3 地域推進方針の期間」については、令和6年度から令和11年度までとされ、3年ごとに必要に応じて見直す扱いとなっている。

- ・ 4 ページの「第2 5 疾病 6 事業及び在宅医療それぞれに係る医療連携の推進」のとおり、推進方針には、5 疾病、6 事業、在宅医療の推進を図るための方策等を記載することとなる。
 なお、事業については、現行の5 事業から、6 ページの「8 新興感染症発生・まん延時における医療体制」という項目が追加され6 事業になっている。
- ・ 7 ページ以降「第3 必要な外来医療機能及び対応方針」について、北海道外来医療計画の「圏域・地域に係る部分」として第8章の内容を記載する。
- ・ 9 ページ「第4 その他地域の実情に応じて記載すべき事項」について、現行の上川中部の地域推進方針で項目立てしている「第4章 地域保健医療対策」の「難病対策」と「歯科保健医療対策」及び「第5章 医療の安全対策と医療サービスの向上」の「医療安全対策」は、次期地域推進方針の作成の際も含める予定である。
- ・ 「第5 地域推進の進行管理」について、現行の地域推進方針についても、年度終了後に進捗状況を取りまとめ本会議で報告しており、次期地域推進方針の進行管理についても、本会議において対応する旨記載するので御承知おき願う。
- ・ 資料3-2は、地域推進方針のひな形。
 地域推進方針の目次が記載されているので、参考にしていただきたい。
- ・ 資料3-3「令和5年度の保健所開催会議スケジュールについて」。
 記載のとおり「圏域連携推進会議」は「医療計画」を協議する場とされ、9月までに地域の課題や方向性について意見を伺い、作成を進めることとなるため、地域の状況を反映した地域推進方針作成に御協力をお願いしたい。

質疑応答

特になし。

4 各専門部会等の活動状況報告について

[資料4]

〈事務局 大辻より説明〉

- ・ 「上川中部保健医療福祉圏域連携推進会議設置要綱」のとおり、本会議には「在宅医療専門部会」、「難病対策専門部会」、「救急医療専門部会」が設置されている。また、各領域においても、協議会の設置や参画等の取組を行っている。

今回、部会等における課題や取組、今後の方針等について、担当から報告する。

〈事務局 工藤主査(保健推進)より説明〉

- ・ 在宅医療専門部会（2ページ）について説明。
- ・ 概要について、本部会は、在宅医療を支える医療・介護の専門職と、地域包括ケア体制の構築・牽引役の行政が協働し、地域に応じた在宅医療提供体制の構築を図るため、平成28年度、多職種連携協議会も兼ねて設置。

国や国立研究所の推計によると、上川中部圏域全体で、2030年に後期高齢者の人口が、2040年には訪問看護ステーションの需要がピークになると推定されており、重要な課題であると認識しており、コロナ禍においても書面開催で継続、本年度からオンライン会議で参集し、協議を再開しているところ。
- ・ 構成員については、資料に記載の部署より25名の委員に協力いただいている。部会長は国民健康保険東川町立診療所の古川先生となっている。
- ・ 運営体制について、事務局は上川保健所企画総務課。

各町との地域包括ケアシステムづくりのため、在宅医療・介護連携推進事業と連動が図れるよう意識して展開。更に、事務局の関連事業として実施している地域看護連携等推進検討会議との連動を図っているところ。

また、必要時には、本会議や他の専門部会とも情報共有していく体制としている。
- ・ 令和5年度は、在宅医療専門部会を2回開催。

令和4年度の書面会議結果の共有、新型コロナウイルス感染症が落ち着いた状況での地域の現状と課題、必要な方策に対する意見等、情報共有する場とした。

この中で、四つの場面として、日常療養支援、看取り支援、入退院支援及び急変時対応について共有し、来年度以降の具体的な広域的取り組みの協議につなげていく予定としている。
- ・ 部会以外の在宅医療の取組については、情報交換会を2回実施し、行政である9

町に参加いただき、事業のP D C Aについて共有した。

また、訪問看護ステーションのリーフレット更新作業を実施し、現在、印刷業者に発注しているところ。61箇所調査したところ、管内9町への訪問可能であるステーションや、看取りが可能と回答したステーション、O T ・ P Tを配置しているステーションが増えている。

看護連携推進検討会議については、看護管理者や訪問看護ステーション連絡協議会の会長に参加いただき、来年度以降の対応を協議した結果、来年度以降は参集範囲を拡大し、担当レベルの情報交換を継続していくこととなった。

- ・ 令和6年度の方針について、在宅部会を年2回継続し、今年度の内容を土台に広域的取組を協議する。また、地域推進方針の最終評価と次期計画についても協議していきたい。

また、行政対象の9町の情報交換会を継続。

地域看護連携等推進検討会議については、9町、地域包括、9町所在の6ステーション及び旭川市の5病院（当面）と9町に所在する有床医療機関の入退院連携担当の方に参集範囲を拡大、9町民の支援体制について情報交換する予定。

圏域の体制整備という点では、9町の話だけでは不足しており、部会の中で取組を共有し、圏域として必要な方策について検討していきたいと考えている。

〈事務局 伊東健康支援係長より説明〉

- ・ 難病対策専門部会（3ページ）について説明。
- ・ 概要について、本部会は、難病の患者に対する医療等に関する法律第32条に基づき、難病患者への支援体制の整備を図るため、平成28年10月に設置。
- ・ 目的は、難病患者及び小児慢性疾患児童等に係る地域の実情・課題の分析及び解決に向けた検討、地域支援ネットワークの構築について協議すること。
- ・ 部会（協議会）の構成メンバーは、医療関係者、福祉、保健、患者・家族会及び就労関係から多く参加いただいている。
- ・ 開催状況について、平成28年度から30年度の状況は記載のとおり。
令和元年以降、新型コロナウイルス感染症対策の状況を鑑み中止していた。

- ・ 令和5年度は、再開に向けた準備の年と位置付け、難病保健事業の方向性を整理し、支援関係者との連携による難病患者・家族支援の充実を図り、災害時に支援を要する難病患者について「避難行動要支援者名簿」への登載や避難方法の具体的な検討を進めるという2つの取組みを実施した。

なお、資料のP3「災害時要援護者名簿」については「避難行動要支援者名簿」に修正いただきたい。

取組み内容は3点。

難病患者支援に関する情報交換会を実施し、管内町の高齢者保健福祉担当職員と、個別支援の状況や当所の難病保健事業、災害時避難行動要支援者名簿等について情報共有し、連携の強化を図っている。

また、名寄、富良野、深川、旭川市保健所と合同で難病患者連絡会議を開催。旭川医療センター、旭川赤十字病院、旭川リハビリテーション病院に協力いただき、各医療機関と支援関係者間における在宅療養上の課題を共有、支援方法の検討を行った。2月の医療センターとの会議では、管内関係者にも参加いただき検討することができた。

避難行動要支援者の情報整理及び協議については、個別支援を行っている神経難病患者について、療養状況や災害の被害想定区域に応じた緊急度区分に基づき、対象者を整理。当事者本人や家族等関係者と協議を開始しているところ。

- ・ 令和6年度の方針について、令和5年度に整理した方向性、二つの軸に基づき部会（協議会）を再開したいと考えている。再開に当たり、構成員の再選定を行うため、依頼の際はご協力をお願いしたい。

〈事務局 行徳主査(地域医療業務)より説明〉

- ・ 救急医療専門部会（4ページ）について説明。
- ・ 概要について、本部会は圏域連携推進会議設置要綱の第6に基づき、圏域の救急医療体制の確保及び関係機関の連携調整等について協議するために設置。
- ・ 構成員は、行政機関、各市町村の救急医療担当課長もしくは主幹等。関係団体として郡市医師会の救急医療担当理事。救急医療機関の救急に精通した救急救命センター等の医師等医療関係者。

- ・ 運営体制について、事務局は上川保健所企画総務課。
必要時は他の専門部会等との情報共有と連携を図ることとなっている。
- ・ 開催状況について、令和2年度から令和5年度まで、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、未開催となっている。
- ・ 令和6年度の方針については、上川中部地域推進方針の策定を目指し、救急医療体制や災害医療体制の分野について、部会の意見を踏まえ検討を行う。
課題把握のため、地域の救急医療体制・災害医療体制の課題等の意見交換を行うこととし、年1回の開催を目指す。
また、大規模災害時、EMISを活用し医療機関の情報把握することは、DMATや他の医療機関にとって重要な情報となるため、EMIS入力作業の訓練等研修会を企画したいと考えている。

〈事務局 藤島主査(健康増進)より説明〉

- ・ 北海道医療計画上川地域推進方針の糖尿病領域に係る活動状況として、旭川地区糖尿病連携地域協議会（5ページ）について報告する。
- ・ 糖尿病領域の課題として、地域推進方針において、予防対策の充実と医療連携体制の充実の2点を課題として挙げているところ。
そのうち、医療連携体制の充実に関しては、本協議会を中心に進めることとしている。本協議会は、糖尿病専門医療機関、かかりつけ医療機関及び行政機関の連携を強化し、協力体制を構築することで、圏域全体の糖尿病の重症化予防を目指すことを目的に、平成30年度に設置されている。
- ・ 運営については6団体から複数の世話人を選出いただいている。代表世話人は、旭川赤十字病院副院長の安孫子先生で、他15名で構成された世話人会で、協議会活動の全体計画や評価を行っている。
- ・ 令和5年度の活動実績について、世話人会を3回開催し、医療機関と行政機関の繋がりづくりを兼ねた全体会議として位置付けられている地域連携フォーラムを開催している。

また、糖尿病地域連携クリティカルパス参加医療機関を対象に、隔年で実施している連携パス運用状況調査の調査票のブラッシュアップ作業を行い、6月の調査実施に向けた準備を進めている。

その他、旭川市が事務局となっている旭川圏糖尿病性腎症重症化予防協議会に協議会として参画し、各自治体の保健指導担当者を対象とした研修会の企画や助言を行っているところ。

- ・ 令和6年度の活動計画については、3月1日開催の世話人会において、資料に記載の(1)～(4)について取り組むことが決定している。次年度第1回目の世話会は4月下旬に開催する予定であり、引き続き、当圏域での医療連携体制の充実に向けて取り組みを進めて参りたいと考えている。

〈事務局 小林指導理療専門員より説明〉

- ・ がん対策に係る医療連携（6ページ）について説明。
- ・ 現行の上川中部地域推進方針を策定するにあたり、平成30年に、地域がん診療連携拠点病院と北海道がん診療連携指定病院の5病院のがん相談支援センターから現状把握をした。
そして、令和元年から令和2年に道北がん診療連携拠点病院連絡協議会と調整を行い、現状把握のため、令和3年より協議会にオブザーバー参加している。
- ・ 把握された課題として、拠点病院や指定病院と、保健所との連携は徐々にできつつあるが、管内町の行政や医療との連携や、がんに係る支援等の普及啓発が十分とは言えないという点が挙げられている。
- ・ 今後の方針について、がん予防や早期発見から、医療、緩和ケア、リハビリ、在宅医療まで幅広く、がん医療連携体制整備等を総合的に推進するため、各医療機関同士の連携、医療機関と行政との連携について、推進を図っていきたいと考えている。
また、がん相談支援センターやサロン等の更なる普及啓発を行う。
そして、現状に沿った施策の立案と推進をしていきたいと考えているところ。
- ・ 令和5年度の取組みとして、がん相談支援センターと連携した普及啓発、道北が

ん診療連携拠点病院連絡協議会を通じた現状把握、在宅医療専門部会との連携を行う。

- ・ 令和6年度の方針は、地域推進方針に基づき、道北がん診療連携拠点病院連絡協議会を通じた現状把握、普及啓発の継続、行政機関との連携強化、在宅医療専門部会及び所内外関係担当者との連携について図っていきたいと考えているところ。

質疑応答

特になし。

○ 議長 一般社団法人上川郡中央医師会 藤原会長

報告された部会等からの今後の方針については、委員に御了承いただいたものとする。

5 その他

(1) 委員から報告等

特になし。

(2) 事務局から報告等

- ・ 現在、新年度以降の本会議委員の委嘱手続きを実施しているところ。
4月以降、人事異動もあると思うが、手続きについてご協力をお願いしたい。